

## 原発の広域避難計画に関する質問事項

### 1. 感染症に対応した原発の広域避難計画の見直しについて

「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的考え方について（令和2年6月2日）内閣府政策統括官（原子力防災担当）」には、「避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保…等の感染対策を実施する」などとある。感染症対策として特に避難所・避難車両における分離とスペースの確保が課題とされている。

8月27日の福井県原子力防災訓練では、内閣府と福井県名の「原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第1版）が配布された。そこでは、避難所のスペース確保として、一人4m<sup>2</sup>で、前後左右に2mの通路を設けること等が示され、それに即して訓練が行われた。「3密」を避けるためには当然のことであり、一般の災害時の避難所運営においても、このように社会的距離を確保することを前提にして、全国の自治体で避難所設営の訓練等が実施されている。これは、各地の避難元と避難先で共通の問題となっている。

[若狭の原発の場合] 10月22日のおおい町申入れでは、美浜町住民の避難先であるおおい町は、コロナ禍では避難所の数等に問題があると認めている。また、おおい町の避難先である兵庫県伊丹市（10月12日）と川西市（11月13日）も、コロナ禍では約2倍のスペースが必要となり、現在決められている避難所では足りないことを認め、具体的な検討はできていないと述べている。さらに、避難所は体育館の場合が多く、濃厚接触者等を別室に避難させることは不可能だとも述べている。

[東海第二原発の場合] 茨城県は9月の議会答弁で「避難所、避難車両等でのスペースの確保」が課題だと述べた。避難所のスペースについて、現状で1人2m<sup>2</sup>としているが、茨城県水戸市の避難先である千葉県東葛地域の自治体では、自然災害などに備えて自市がもつ避難計画において1人4m<sup>2</sup>とし、これをさらに拡大する検討をしており、市民との意見交換の場で担当職員は、1人2m<sup>2</sup>では狭すぎるとの認識を示した。

[玄海原発の場合] 11月7日に行われた玄海原発原子力防災訓練は、避難退域時検査がコロナ感染対策として実施されなかった。訓練後、新たな避難先の確保や、放射線防護と感染防止対策の両立について、伊万里市や佐賀県の担当者は「難しい」と述べた（11月10日付佐賀新聞）。

(1) 感染症対策を考慮すれば、当然に、従来よりも広い避難スペース・避難所の数が必要になる。現行の避難計画では避難が不可能になってしまう。住民の安全を守るためには、感染症対策を考慮した避難所の数等について、避難計画を抜本的に見直す必要があるのではないかと。

(2) バス等の避難車両の追加について、福井県で行われた避難訓練では、30人程の避難に4台のバス（濃厚接触者用1台、感染疑い用1台、その他の者用2台）が使われた。従来の何倍程度の避難車両が必要だと考えているのか。追加の確保は各地で可能なのか。

(3) 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」（令和2年11月）内閣府（原子力防災担当）において、「一時集合場所」、「バスや福祉車両で避難する場合」「安定ヨウ素剤の緊急配布場所」「U P Z内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合」、「自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合」には、「…放射性物質による被ばくを避ける観点から…換気を行わないことを基本」としながら「30分に1回程度、数分間窓を全

開にする等の換気を行う」としている。これでは、被ばくは避けられない。放射線防護と感染症対策は両立しないのではないか。

(4) 原子力災害時の防護措置と感染症対策の両立が具体化し、実効性が検証されない限りは原子力施設の再稼働の可否については検討すらできないと考えるがいかがか。

## 2. 屋内退避では内部被ばくは防げないことが内閣府報告から明らかになったことについて

内閣府（原子力防災担当）及び原子力研究開発機構による「原子力災害発生時の防護措置－放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避－について〔暫定版〕（令和2年3月）」（以下「内閣府等の報告」）に記されたデータ（P16 図9）により、内部被ばくの低減効果について、陽圧化されていない建屋の場合、北海道、青森、秋田、岩手の道県に適用される次世代省エネルギー住宅基準（相当隙間面積2.0）をクリアする高气密の条件であっても、3割程度しか低減効果がない。比較的古い木造住宅など、気密性が低い住宅では、空気が短時間で入れ替わり、内部被ばくの低減はほとんど期待できないと思われる。

(1) 原発から10キロ圏内の施設において陽圧化の工事を実施する場合、国から補助金が出るというが、なぜ10キロか。10キロ圏内で、陽圧化されていない施設や自宅にいる避難困難者を具体的に把握しているのか。その人たちはプルームの通過等による内部被ばくからどう防護すればよいのか。

(2) UPZにおいては、毎時500マイクロシーベルトを観測しない限り屋内退避を続けることになっている。プルームの通過により、内部被ばくが強えられることになるのではないか。自然災害等との複合災害により避難道路が寸断されるなどして屋内退避が強えられるような場合にも、やはり内部被ばくが強えられるのではないか。

(3) 茨城県は屋内退避の効果について、国にデータを示して説明するように求めており、内閣府等の報告については、日本家屋の条件で検討するよう求めているとのことである。日本家屋の条件での検討についてはどうなっているのか。

(4) 内閣府等の報告に添付された「屋内退避が安全の第一歩！」のパンフレットは、「陽圧化」していない一般住宅においても十分に被ばくが低減できるとの印象を与えるものであり、問題ではないか。至急回収すべきではないか。

## 3. 屋内退避を基本とする避難の考え方について

原子力規制委員会は、原子力災害発生時の防護措置の考え方として、PAZ内においても「避難行動に伴う健康影響を勘案して、特に高齢者や傷病者等の要配慮者については、近傍の遮へい効果や気密性が高いコンクリート建屋の中で屋内退避を行うことが有効である。」というが、陽圧化された建屋でなければ、被ばくの十分な低減効果が見込めないことについての言及がない。またUPZ内では、「吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである。」とし。その根拠として、「屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができる。」としている。

(1) 内閣府等の報告について、原子力規制委員会ではどのような検討が行われているのか。

(2) 内閣府等の報告により、「屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができる。」との根拠は失われたと考えられるがいかがか。

(3) 「吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである」との考え方を改め、指針を含め、抜本的に見直しを図るべきではないか。

#### 4. 各地域の問題について

40年超えの美浜原発3号で事故が起こった場合の避難計画について、内閣府は10月31日の住民説明会で「美浜地域における原子力防災について」を配布し説明した。この避難計画には、感染症対策の問題を抜きにしても大きな問題がある。

①美浜町住民の避難先は、風向きによって福井県内のおおい町と大野市となっている。原発事故で避難するのに、原発の立地するおおい町が避難先であることについて、住民説明会でも批判する意見が出された。②おおい町は人口約8,100名の町だが、そこに約9,300名の美浜町住民が避難することになっている。町の人口よりも多い避難者を受け入れるなど不可能だ。そのような例が他にあるのか。③さらに、約9,300名の避難所は10か所しかない。

このような避難計画では、美浜町住民の避難は極めて困難となる。そのため、まずは、おおい町を避難先とすることを撤回すべきではないか。避難計画を抜本的に見直す必要があるのではないか。